Ｊ００１－５　長期療養患者褥瘡等処置（１日につき）　24点
注１　入院期間が１年を超える入院中の患者に対して褥瘡処置を行った場合に、その範囲又は回数にかかわらず、所定点数を算定する。
２　当該褥瘡処置に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。

Ｊ００１－６　精神病棟等長期療養患者褥瘡等処置（１日につき）　30点
注１　結核病棟又は精神病棟に入院している患者であって、入院期間が１年を超えるものに対して、次に掲げる処置のいずれかを行った場合に、その種類又は回数にかかわらず、所定点数を算定する。
イ　創傷処置（熱傷に対するものを除く。）
⑴　100平方センチメートル以上500平方センチメートル未満
⑵　500平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満
ロ　皮膚科軟膏処置
⑴　100平方センチメートル以上500平方センチメートル未満
⑵　500平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満
２　注１に掲げる処置に係る処置料は、所定点数に含まれるものとする。

Ｊ００１－７　爪甲除去（麻酔を要しないもの）　45点
注　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。

Ｊ００１－８　穿刺排膿後薬液注入　45点
注　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。

Ｊ００１－９　空洞切開術後ヨードホルムガーゼ処置（１日につき）　45点

Ｊ００２　ドレーン法（ドレナージ）（１日につき）
１　持続的吸引を行うもの　50点
２　その他のもの　25点
注　３歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。

Ｊ００３　局所陰圧閉鎖処置（入院）（１日につき）
１　100平方センチメートル未満　1,040点
２　100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満　1,060点
３　200平方センチメートル以上　1,100点
注　初回の貼付に限り、１にあっては1,690点を、２にあっては2,650点を、３にあっては3,300点を、それぞれ所定点数に加算する。

Ｊ００３－２　局所陰圧閉鎖処置（入院外）（１日につき）
１　100平方センチメートル未満　240点
２　100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満　270点
３　200平方センチメートル以上　330点
注　初回の貼付に限り、１にあっては1,690点を、２にあっては2,650点を、３にあっては3,300点を、それぞれ所定点数に加算する。

Ｊ００４　流注膿瘍穿刺　190点

Ｊ００５　脳室穿刺　500点
注　６歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。

Ｊ００６　後頭下穿刺　300点
注　６歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。

Ｊ００７　頸椎、胸椎又は腰椎穿刺　220点
注　６歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。

Ｊ００８　胸腔穿刺（洗浄、注入及び排液を含む。）　220点
注　６歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。

Ｊ００９　削除

Ｊ０１０　腹腔穿刺（人工気腹、洗浄、注入及び排液を含む。）　230点
注　６歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。

Ｊ０１０－２　経皮的肝膿瘍等穿刺術　1,450点

Ｊ０１１　骨髄穿刺
１　胸骨　260点
２　その他　280点
注　６歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。

Ｊ０１２　腎嚢胞又は水腎症穿刺　240点
注　６歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。

Ｊ０１３　ダグラス窩穿刺　240点

Ｊ０１４　乳腺穿刺　200点

Ｊ０１５　甲状腺穿刺　150点

Ｊ０１６　リンパ節等穿刺　200点

Ｊ０１７　エタノールの局所注入　1,000点
注　甲状腺又は副甲状腺に対する局所注入については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

Ｊ０１７－２　リンパ管腫局所注入　1,000点
注　６歳未満の乳幼児の場合は、50点を加算する。

Ｊ０１８　喀痰吸引（１日につき）　48点
注１　間歇的陽圧吸入法又は人工呼吸と同時に行った喀痰吸引の費用は、それぞれ間歇的陽圧吸入法又は人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。
２　６歳未満の乳幼児の場合は、75点を加算する。
３　区分番号Ｃ１０３に掲げる在宅酸素療法指導管理料、区分番号Ｃ１０７に掲げる在宅人工呼吸指導管理料、区分番号Ｃ１０９に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料又は区分番号Ｃ１１２に掲げる在宅気管切開患者指導管理料を算定している患者に対して行った喀痰吸引の費用は算定しない。

Ｊ０１８－２　内視鏡下気管支分泌物吸引（１日につき）　120点

Ｊ０１８－３　干渉低周波去痰器による喀痰排出（１日につき）　48点
注１　間歇的陽圧吸入法又は人工呼吸と同時に行った干渉低周波去痰器による喀痰排出の費用は、それぞれ間歇的陽圧吸入法又は人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。
２　６歳未満の乳幼児の場合は、75点を加算する。
３　区分番号Ｃ１０３に掲げる在宅酸素療法指導管理料、区分番号Ｃ１０７に掲げる在宅人工呼吸指導管理料、区分番号Ｃ１０９に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料又は区分番号Ｃ１１２に掲げる在宅気管切開患者指導管理料を算定している患者に対して行った干渉低周波去痰器による喀痰排出の費用は算定しない。

Ｊ０１９　持続的胸腔ドレナージ（開始日）　550点
注１　持続的胸腔ドレナージの費用は、挿入したドレーンの本数にかかわらず、１日に１回に限り算定する。
２　３歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。